



平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（11）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

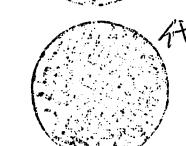
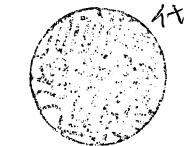
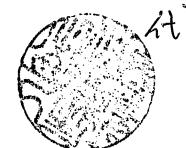
弁護士 近藤 博 徳

弁護士 植名 基 晴

弁護士 富増 四 季

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育哉



第1	はじめに	5
第2	憲法14条1項の「差別的取扱いに合理的理由があるか否か」の判断基準(被告準備書面(2)第1、1(3頁乃至6頁)に対する反論)	5
1	憲法14条1項と憲法10条の関係について	5
(1)	被告の主張	5
(2)	最高裁平成20年大法廷判決及び平成27年最高裁判決の内容	5
2	憲法14条1項適合性の審査が厳格になされるべきことについて	7
(1)	被告の主張	7
(2)	国籍の重要性に関する最高裁平成20年大法廷判決の判示について	8
(3)	最高裁平成20年大法廷判決の事案と本件事案との相違点と共通性	8
(4)	「事案の相違」との主張に対する反論	9
第3	法11条1項による差別的取扱いについての原告らの主張の補充	10
1	原告らの主張の整理	10
2	主張の補充	11
第4	複数国籍の防止解消における差別的取扱いの存在(被告準備書面(2)第1、1(6頁乃至10頁)に対する反論)	15
1	被告の主張	15
2	国籍法における複数国籍の発生と解消の仕組み—法11条1項による別異取扱	15
(1)	複数国籍の発生と解消に関する国籍法の制度設計	16
ア	複数国籍の発生の場面について	16
イ	複数国籍の解消の場面について	16
ウ	複数国籍の発生と解消に関する国籍法の制度設計	17
(2)	法11条1項との比較	17

第5 外国籍の当然取得その他複数国籍を発生させる諸制度と法11条1項との間の差別的取扱に関する被告の反論に対する再反論(被告準備書面(2)第1、1(6頁乃至7頁)) 18

1 目的や趣旨の異なる制度と単純に比較することが誤りである、との被告の反論について	18
(1) 被告の主張	18
(2) 被告の主張の誤り	18
(3) 最高裁平成27年判決の引用に関する誤り	20
2 法11条1項以外の複数国籍発生防止の機能を有する制度について	20
(1) 法5条1項5号(帰化における原国籍離脱要件)について	20
(2) 法12条(外国で出生し外国籍を取得した日本国民の国籍不留保による国籍喪失)について	22
(3) 小結	23
3 個別の複数国籍発生原因に関する被告の主張について	24
(1) 「外国籍の当然取得による複数国籍」との区別に関する被告の主張について	24
(2) 「生来的な複数国籍」との区別に関する被告の主張について	29
(3) 「日本国籍の志望取得」との区別に関する被告の主張について	30
4 結論	33
第6 立法事実の変遷	33
1 はじめに	33
2 立法の合理性を根拠付ける立法事実の変遷による違憲判断	34
(1) 法律とそれを裏付ける立法事実の関係について	34
(2) 最高裁平成20年大法廷判決における判示	34
(3) 最高裁平成25年大法廷決定における判示	35
(4) 小結	36

3 法11条1項を裏付ける立法事実の検討	36
(1) 改正前現行法8条	36
(2) 1984年改正	38
4 1984年改正後の立法事実の変遷	39
(1) 複数国籍者の増大	39
(2) 複数国籍の弊害や複数国籍の許容可能性に関する調査検討の進展	41
(3) 國際的な複数国籍肯定の流れ、特に「外国籍の志望取得による自国籍の喪失」制度の廃止の流れ	45
5 結論	47
6 求釈明	48

第1 はじめに

本書面において原告らは、被告準備書面（2）に対する反論を行うとともに、国籍法11条1項が憲法14条に違反するものであるとする原告ら準備書面（5）の説明を拡充する。

第2 憲法14条1項の「差別的取扱に合理的理由があるか否か」の判断基準（被告準備書面（2）第1、1（3頁乃至6頁）に対する反論）

1 憲法14条1項と憲法10条の関係について

(1) 被告の主張

被告は、憲法10条の趣旨について、「国籍の得喪に関する要件…をどのように定めるかについては、…その決定を、憲法の基本原則に反しない限度で、広く国民代表たる国会の定める法律に委ねる趣旨であると解される。」と主張し（被告準備書面（2）3頁）、法11条1項に係る憲法14条1項適合性の判断基準について、最高裁平成20年大法廷判決及び最高裁平成27年判決を引用して（同4頁）、あたかも国籍の得喪に関する要件の決定に関する立法裁量が憲法10条により広範に認められており、その要件が憲法14条1項の平等原則違反となる場合は通常の立法による差別的取扱の場合よりも限定されるかのように主張する。

しかしながら、かかる主張は上記の各最高裁判決の理解を誤るものであり、失当である。

(2) 最高裁平成20年大法廷判決及び平成27年最高裁判決の内容

ア 最高裁平成20年大法廷判決は、「憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱を禁止する趣旨である」として14条1項の基

本的な判断枠組みを示した上で、憲法10条が国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかについて立法府の裁量に委ねる趣旨であることを認めつつ、「しかしながら、このようにして定められた日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別が、合理的理由のない差別的取扱となるときは、憲法14条1項違反の問題を生ずることはいうまでもない。」と判示し、憲法10条を前提としてもなお、国籍の得喪に関する法律の要件によって生じた区別が合理的理由のない差別的取扱である場合には法の下の平等原則違反となることを明言している。

ここでは、国籍の得喪の要件の決定に関する国会の立法裁量が憲法10条によって特に広範に認められている、という判断は示されていない。そして、最高裁平成20年大法廷判決は、「立法府に与えられた裁量権を考慮しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、同項に違反するものと解されることになる」と判示し、国籍の得喪に関する要件の憲法14条1項適合性も、他の法令による差別的取扱の憲法14条1項適合性と同じ基準によって判断することを明示している。

イ この点は、同判決に係る第2事件の第一審判決（東京地裁平成18年3月29日・判例時報1932号51頁）においてより明確に判示されている。

すなわち、同地裁判決は、「国籍の得喪に関する要件をいかに定めるかについては、その性質上、立法府に広範な裁量が与えられている」との被告国の主張に対し、「しかしながら、国籍の得喪に関する要件の定め方において、立法府に広範な裁量が与えられているとしても、その結果生じた区別は、あくまでも憲法によって許される範囲内で認められるものに過ぎないから、国籍の得喪に関する要件が定められた結果によって生じた区別が合理的な理由のない差別であれば、やはり、憲法14条1項によって禁止されと言わざ

るを得ない。」「そして、国籍の得喪は、我が国において基本的人権の保障を受ける上で重要な意味を持つものであることは多言を要しない。また、法の下の平等は、民主主義社会の根幹を成す重要なものである。これらの点を考えると、国籍の得喪に関する要件をいかに定めるかについては、立法府に広範な裁量が認められるとしても、それは自由に定め得るというわけではなく、国籍の得喪の要件における区別の合理性が必要である」と判示し、被告国の主張を排斥している。

ウ 上記の最高裁平成20年大法廷判決の判断の枠組みは、最高裁平成27年3月10日判決でも維持されている。

すなわち、最高裁平成27年判決も最高裁平成20年大法廷判決を引用して、「そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的な内容が上記の立法目的との関連において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められない場合には、当該区別は合理的理由のない差別に当たり、憲法14条1項に違反する、との判断を示している。このように、同最判においても憲法10条を根拠に「国籍の得喪に関する要件の決定について立法府には特別に広範な裁量が与えられている」との見解は明確に排斥されている。

エ 以上の通り、国籍の得喪に関する要件の決定について立法府に特別に広範な裁量権が与えられているかのような被告の主張は、最高裁判所の判例の採用するところではないことが明らかである。

2 憲法14条1項適合性の審査が厳格になさるべきことについて

(1) 被告の主張

被告は、原告らが最高裁平成20年大法廷判決を引用して「法11条1項の合憲性については、さらに厳格に審査されるべきことは当然である。」と主張

したのに対し、「本件と最高裁平成20年大法廷判決とでは、そもそも事案が異なる」として、原告の主張に反論する（被告準備書面(2)5頁乃至6頁）。

しかしながら、かかる被告の主張も誤りである。

（2） 国籍の重要性に関する最高裁平成20年大法廷判決の判示について

最高裁平成20年大法廷判決は、「日本国籍は、我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。」としてその重要性を指摘している。この判決の「日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。」との判示の前提には、このような日本国籍の重要性に関する認識があることは明らかである。

本件においても、法11条1項はこのように重要な法的地位である日本国籍の喪失の要件について区別を生じさせており、その区別の合理性が問題となっているのであるから、まさに上記の最高裁平成20年大法廷判決の判示が妥当する。

（3） 最高裁平成20年大法廷判決の事案と本件事案との相違点と共通性

ア 他方、最高裁平成20年大法廷判決は、改正前法3条1項の準正要件について、「一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否か」ということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。」とも判示し、本人の意思によらない事情によって差別的取扱を生じさせていることをも重視している。この点は確かに本件とは異なる事情である。

イ しかしながら、最高裁平成20年大法廷判決に係る事件の事案は、日本国籍を有しない者に対して後発的に日本国籍を取得させる制度における差別的取扱の是非が問題となったものである。日本国籍の後発的取得に関する規定である改正前法3条1項は、もともと国会の広範な立法裁量が認められやすい規定であるということができる。

これに対して、本件で問題となっている法11条1項は、もともと日本国籍を有する者のうち、ある者にはいったん複数国籍となった上で本人の意思による国籍選択の機会を与えるのに対して、ある者にはこれを与えず本人の意思に反して日本国籍を喪失させるという差別的取扱を生じさせる規定である。

上記の通り最高裁平成20年大法廷判決が判示した日本国籍の重要性に鑑み、また法11条1項が「国籍自由の原則」に対する重大な制約を生じさせる規定であることに鑑みると、本件事案ないしは本件で問題となっている法11条1項が、最高裁平成20年大法廷判決の事案ないしは同事件で問題となった改正前法3条1項に比しても、より権利利益の侵害が強度であり、また要保護性が高いことは明らかである。

ウ また、法11条1項が本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる点は、上記最大判が重視した、「本人の意思によらない事情による国籍取得の要件における区別」と共通する点がある。この点から見ても、法11条1項の適用対象者に限り国籍選択の機会を与えず日本国籍を喪失させることに合理的理由があるかについて、「より慎重に検討することが必要である」ものというべきである。

(4) 「事案の相違」との主張に対する反論

なお、被告は、「本件と最高裁平成20年大法廷判決とでは、そもそも事案が異なる」と反論する（被告準備書面（2）6頁）が、法3条1項は上記違憲

判決を受けて準正要件を削除する形で（即ち判決に適合する形で）既に改正され、違憲状態は解消されているのであるから、そもそも同じ事案が問題となる余地はなく、「事案が異なる」のは当然であるが、上述したとおり、本件は最高裁平成20年大法廷判決の事件と同じ日本国籍の喪失の要件に関する規定の憲法14条1項適合性が争われている事件であり、日本国籍という重要な法的地位の喪失に関する差別的な取扱の合理性を問うものである。したがって、まさに最高裁平成20年大法廷判決が示した憲法14条1項に関する判断の枠組みが妥当する事案である。したがって、「事案の相違」との被告の反論は無意味かつ的外れである。

第3 法11条1項による差別的取扱についての原告らの主張の補充

原告らは、法11条1項による差別的取扱の内容について、原告ら準備書面(5)第1、3(7頁以下)において主張したが、以下では、その主張を整理し、補充する。

1 原告らの主張の整理

原告らは、国籍法が、①当然取得による複数国籍の発生、②生来的な複数国籍の発生③日本国籍の志望取得による複数国籍の発生の場合において、日本国籍を保有しつつ外国籍を取得し(①、②)または外国籍を保持しつつ日本国籍を取得する(③)ことを認め、国籍選択制度に基づき自己の意思で国籍を選択し、さらにその結果として日本国籍を選択しつつ外国籍をも保持しうることを認める一方、法11条1項の対象者については、国籍選択の機会も、その前提として又その結果として日本国籍を保持することも認めていない点に、差別的取扱がある、と主張している。

このうち、日本国籍を選択しつつ外国籍を保持することについて、国籍法がかかる事態を想定し、かつ許容していることは、法14条及び16条から明らかである。さらに被告が法15条の運用を控えているという実状からは、国籍選択未了の複数国籍者の存在を被告自身が許容していることも明白である。

このように、日本国籍と外国籍の双方を保持する複数国籍者の存在を国籍法及び被告自身が許容していることは明らかであり、そのような法制度及び運用の実状の中で、法11条1項の対象者のみが国籍選択の機会も、日本国籍と外国籍の保持も許されていないという差別的取扱の不合理性が問題となっている。

2 主張の補充

(1) 日本国籍を有する者にとって、その日本国籍を保持することが極めて重要であることは自明である。他方、外国に居住している者にとっては、居住国の国籍を取得することが現在及び将来の生活の安定や家族の統合などの観点から重要な課題であることも改めて論じるまでもない。

(2) この原国籍の保持と居住国の国籍の取得の両立は、被告が本件において否定するところであるが、ストラスブルール条約（「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」）の1993年改正においてはまさにこの点が議論の焦点とされ、上記の複数国籍の両立を否定していた同条約第1条が改正されて一定範囲で複数国籍の両立を容認するに至った。

この議論の過程で示された、原国籍の保持と居住国の国籍の取得の両立を認める必要性に関する議論について、国友明彦（甲92）は、以下の通り紹介している。

ア 国友（甲92）によれば、この作業に関わった「移住労働者およびその家族の帰化ならびに重国籍問題に関する専門家委員会」の最終報告書では、要旨以下の通り述べられている。

「多くの移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっている。もし原国籍の保持が認められるならば、より多くの移民、特にその子が、居住地国の国籍取得を望む蓋然性がある。」（23頁）。

「移民とその子は、だんだんと「居住地国の市民としての新しいアイデンティティを取得する」が、このことは、必ずしも、祖国へのアイデンティティーを喪失することを意味しない。「完全に統合されている者でもそのもともとの文化的性質・伝統を保持していく当然である。」その者は「二重のアイデンティティー」を有しているわけである。一般的には、「ある者の国籍はその国民としてのアイデンティティーの感覚に相応するのが自然である。」「それゆえ、もし長期在留の移民が二重のアイデンティティーを有することが認められるならば」「それらの者が希望すれば重国籍を取得することは不適当とは思われないであろう。」」（24頁）

イ また、国友（甲92）は、「この委員会の専門家たちは、国籍は「単なる個人的な便宜の問題以上のもの」であると考えている。それは「現実のアイデンティティーの感覚に相応すべき」であり、「長期在住の移民はしばしば二重のアイデンティティーを有している。」とも報告している（24頁）。

ウ さらに、ヨーロッパ評議会（Council of Europe）の1988年総会（第14通常会期）は、ヨーロッパ法律協力委員会に対して、ストラスブル条約の改正を目標に、国際婚姻の当事者とそこから生まれる子の複数国籍の問題について検討すべきことを勧告したが、その理由のひとつとして次の点が挙げられているとされる。

「ほとんどすべてのヨーロッパ諸国では、特に公法的事項については内外人の間に差別があり、このことは外国人が内国人と婚姻している場合でも変わらない。そのような差別は家族を分け隔てるものである。これまで原国籍離脱の要件は外国人が居住地国の国籍を取得することを抑制してきた。国際

結婚の場合に重国籍を認めることによって全ての家族構成員が同一の国籍を有することができる。」（25頁）

エ 以上の通り、外国に定住する者が、もとの国籍を保持しつつ居住国の国籍を取得したいと希望することは自然なことであり、二重のアイデンティティーを認め、これを尊重することが必要であることが指摘され、これがストラスブル条約の改定を決定づけたものである。

(3) 本件原告らが、日本国籍を保持しつつ居住地国の国籍の取得を希望するのも、まさにこのような、日本に対する帰属意識と、生活の安定や家族の統合のための居住地国の国籍の必要性からであり、あるいは双方の国籍への断ちがたいアイデンティティーの意識にもとづくものである。

(4) ア また、門田孝は、「憲法における「国籍」の意義」（甲113）123頁以下の「国籍をもつ権利」に関する考察において、国籍によって保障されてきた権利ないし利益として、「個人が政治的共同体に所属する権利」と「個人のアイデンティティーに対する権利」を挙げる。そして、前者は「個人がある共同体に恒常的に所属しているという事実をふまえ、それを法的に認められること」とする。

他方、後者について門田は、「国籍によって、各人は自己のアイデンティティーに対する権利を保障されてきたのではないか」「とりわけ民族的一体性を強調される従来の国民国家における国籍については、民族的一体性を強調されるが故に、国籍を持つと言うことは即、民族としてのアイデンティティーを確認することにつながるものだった」と指摘する。そしてその一例として、在日韓国・朝鮮人が日本への帰化を拒否する理由として「帰化してしまうことによって自分が在日韓国・朝鮮人としてじゃなしに、日本の方に行ってしまうというか、自分がなくなってしまうんじゃないかな、というそういう気持ちがあるんです」と答えたことを挙げている。

イ このような指摘は、原告らを含む、外国に定住する日本国民の多くにも当てはまるものである。

すなわち、原告らやその他外国に定住する多くの日本国民は、その居住国に定住し、その共同体に恒常的に所属しているがために、そのことを法的に認められたいと考えて、居住国への帰化を希望する。その一方で、依然として親族関係や経済活動を通じて日本との繋がりをも有しており、さらに将来（親の介護や配偶者との離死別等の出来事をきっかけに）日本の生活が再開する可能性も考え、日本という共同体にも今まで通り所属したい、そのことを法的に認められたいと考え、日本国籍の保持を希望する。

それだけでなく、原告らはじめその他外国に定住する多くの日本国民は、居住国に生活の本拠を置きつつ、日本国民（日本人）としてのアイデンティティを持ち続けたいと考え、そのために日本国籍の保持を希望する（少なくとも現在の日本は特に民族的一体性が強調されている国家であり、多くの人は法的地位としての「日本国籍」と民族としての「日本人」をほぼ同じものとしてイメージしているということができる）。

ウ 門田は、「国境を越えての移動と定住が隨處に見られる現代にあっては、国籍唯一の原則を貫こうとする限り、ある共同体へ新たに定住したうちのある者は往々にして、自己のアイデンティティを犠牲にその共同体の一員として認められるか、あるいは逆に、アイデンティティを保持して共同体構成員性の取得を断念するか、苦渋の選択を迫られることになる」と指摘する（甲113（125頁））。これこそまさに原告らが置かれた立場である。このような状況に対して上記論文は、「しかしながら、これらの権利は、そもそも一方を犠牲にして他方を取るという性格のものではないのではないか」とし、「重国籍に積極的な意見は、こうした点を考慮してのことでの意味で説得力をもつものである。」としている（同（125頁））。

国籍に門田が言うような二つの機能があることは我々の常識的感覚にも合致する。そうであるならば、そのどちらか一方を選択し他方を放棄することを強いることは、それこそ「国籍の本質」に反するものということができよう。原告らが日本国籍を保持しつつ居住国の国籍の取得を希望するのは、国籍が持つ役割・機能からすればむしろ当然のことというべきなのである。

第4 複数国籍の防止解消における差別的取扱の存在（被告準備書面

（2）第1、1（6頁乃至10頁）に対する反論）

1 被告の主張

被告は、「①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民、②生来的に外国籍を取得した日本国民、③日本国籍を志望取得した外国人と、法11条1項の適用対象者である外国籍を志望取得した日本国民との間に差別的な取扱がある」との原告の主張に対し、上記①乃至③の制度は法11条1項とはそれぞれ目的や趣旨を異にするものであるから、これらを単純に比較することは誤りである、として繰々主張する（被告準備書面(2) 6頁以下）。

そこで、これら①乃至③と法11条1項の場面とを対比してその取扱に不平等が存在することを論じることが適切であることを、以下述べる。

2 国籍法における複数国籍の発生と解消の仕組み—法11条1項による別異取扱

上記①乃至③と法11条1項の場面を比較する前提として、国籍法においてどのような場合に複数国籍の発生が予定され、それがどのように解消されることを予定されているか、について、再度確認する。

(1) 複数国籍の発生と解消に関する国籍法の制度設計

ア 複数国籍の発生の場面について

現行国籍法における日本国籍の取得に関する規定は以下の通りである。

- ⑦ 2条1号2号（出生による日本国籍の取得）
- ① 3条1項（認知された者の日本国籍の取得）
- ④ 4条（帰化による日本国籍の取得）
- ⑨ 17条1項（日本国籍の再取得）
- ⑩ 17条2項（選択催告により日本国籍を喪失した者の日本国籍の再取得）

これらのうち、⑦、①、⑨は日本国籍取得に伴う複数国籍の発生について何らの制限も設けておらず、複数国籍の発生はいわば無制限に容認されている。

次に⑩は複数国籍の発生防止を原則としている（法5条1項5号）が、その要件を充足し得ない場合に複数国籍の発生を容認している（法5条2項）。

⑩は複数国籍の発生が防止されているが、前提となる選択催告が行われていないため、この規定による日本国籍取得の前例はない。

なおこのほかに、⑨日本国籍を有する者が外国籍を当然取得した場合にも、複数国籍の状態が発生する。

以上より、現行国籍法において複数国籍が発生する場面は、上記⑦乃至⑨及び⑩の場面である。そして、⑨が前記①に、⑩が前記②に、①乃至⑨が前記③に該当するのであり、前記①乃至③は国籍法が予定する複数国籍発生の全ての場面を網羅するものである。

イ 複数国籍の解消の場面について

現行法における複数国籍の解消は、国籍選択制度（法14条）によっている。即ち、上記の⑨乃至⑩及び⑩のいずれの経過を辿って複数国籍となった者についても、その複数国籍の解消は国籍選択制度によって為されることが予定されているのである。

ウ 複数国籍の発生と解消に関する国籍法の制度設計

以上の通り、国籍法は、複数国籍の発生についていくつかの場面を予定しつつ、その複数国籍の解消方法としては、その発生場面に応じた個別の制度ではなく、国籍選択という共通の制度を設けて、この制度によって解消を目指している。

複数国籍の発生の要因となる上記の⑦乃至⑨及び⑩(すなわち前記①乃至③)は、それぞれ異なる制度目的に基づくものである。しかしながら、複数国籍を発生させることとなった理由の如何にかかわらず、国籍選択という統一的な複数国籍解消制度によって複数国籍の解消を目指す、というのが国籍法の制度設計である。

(2) 法11条1項との比較

これに対し、法11条1項は、外国籍を志望取得すると同時に日本国籍を喪失させるという内容であり、本人に国籍選択の機会を与えない。

上記の⑦乃至⑨及び⑩がそれぞれ異なる目的や趣旨に基づいて複数国籍を発生させるのと同様に、外国籍の志望取得も、複数国籍を発生させる契機となり得る。にもかかわらず、外国籍を志望取得した場合に限り、他の複数国籍状態発生の場合と異なって国籍選択の機会を与えられず、外国籍の取得と同時に強制的に日本国籍を喪失させられる。このように異なる取扱をすることの合理的理由の有無が、本件における憲法14条1項違反の論点である。

被告は、原告の主張する前記①乃至③(すなわち上記⑦乃至⑨及び⑩)と法11条1項とは制度の目的や趣旨が異なる、と主張する。しかしながら本件の問題は、これら①乃至③の目的や趣旨の差異ではなく、そのような差異にもかかわらず国籍選択制度という統一的な制度によって複数国籍の解消を目指すという仕組みを国籍法が採用しているなかで、法11条1項の対象者のみがこの制度設計から排除されている点なのである。

第5 外国籍の当然取得その他複数国籍を発生させる諸制度と法11条1項との間の差別的取扱に関する被告の反論に対する再反論（被告準備書面（2）第1、1（6頁乃至7頁））

1 目的や趣旨の異なる制度と単純に比較することが誤りである、との被告の反論について

(1) 被告の主張

被告は、①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民（外国籍の当然取得による複数国籍）、②生来的に外国国籍を取得した日本国民（生来的な複数国籍）、及び③日本国籍を志望取得した外国人（日本国籍の志望取得による複数国籍）と、法11条1項の適用対象者との間に不合理な差別的取扱が存する、との原告らの主張に対し、「そもそも制度目的や趣旨が異なるのであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然である」として、上記の異なる取扱が合理性を欠くとはいえない、と反論する（6頁乃至7頁）。

(2) 被告の主張の誤り

ア しかしながら、上記の被告の主張が誤りであることは、前記第4、2（2）で詳述したとおりである。

すなわち、国籍法は、複数国籍が発生するいくつかの場面を予定しつつ、それらの解消を国籍選択制度によって統一的に処理することを予定している。この「複数国籍の発生－解消」の仕組みは、複数国籍の発生をいったん認め、2年間の熟慮期間（その熟慮の前提である判断能力の成熟のために最長20年もの熟慮前の期間をも設けている）を設けた上で、日本国籍と外国籍のいずれを選択するか、さらに日本国籍を選択した後に外国籍を離脱するか否かを、本人の判断に委ねているのである。

ここでは、「複数国籍はその発生自体が抑止されなければならない」とか「発生後速やかに解消されなければならない」という前提は存在しない。複数国籍をその発生自体を防止し、あるいは発生後直ちに解消をしなくても、重大な弊害は生じないと認識を前提としていることが明らかである。

イ ところが、法11条1項は、外国籍を志望取得した者に限って、この「複数国籍の発生→熟慮期間を経た本人の意思に基づく選択制度による複数国籍の解消あるいは存続」という制度設計から除外し、国籍選択の機会を与えるに日本国籍を強制的に喪失させるものとしている。しかるに、何故に外国籍を志望取得した者に限って、国籍選択制度から除外され、国籍選択の機会を与えられずに、直ちにかつ強制的に日本国籍を喪失させられなければならないのか、その必要性は被告の主張からも何ら明らかとなっていない。

このように、法11条1項の場合に限って、本人の意思によらずに直ちに日本国籍を喪失させることの必要性は見いだせないことから、上記の複数国籍発生の場面との差別的取扱いに合理的理由がないものと言わざるを得ないのである。

ウ しかも、①の「外国籍の当然取得による複数国籍」については、まさに法11条1項の「自己の志望により」の要件の適用の結果として、外国籍の取得に直接向けられた意思に基づくものか否かによる区別をしているのであり、法11条1項が「自己の志望により」の要件によって国籍喪失の有無について区別をすることの合理性が問われるものである。したがって、この点について「目的や制度が異なる」とする被告の反論は明らかに誤りである。

エ 以上の通り、「制度目的や制度が異なるのであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然である」とする被告の反論に根拠がないことは明らかである。

(3) 最高裁平成27年判決の引用に関する誤り

被告は最高裁平成27年判決を引用して上記の主張を根拠付けようとする。

しかし、被告が指摘する最高裁平成27年判決の争点は、国籍取得に関する法3条1項と、国籍喪失に関する法12条の対比であった。これに対して、本件では、異なる場面（外国籍の当然取得、生来的複数国籍、日本国籍の志望取得）で生じる複数国籍を統一した制度によって解消しようとする国籍選択制度が新たに設けられたにもかかわらず、法11条1項の対象者のみがこの制度から除外されていることの憲法適合性を問うものであり、まさに最高裁平成27年判決とは「事案が異なる」ものというべきである。

2 法11条1項以外の複数国籍発生防止の機能を有する制度について

なお、「国籍法は複数国籍の発生を広く認めた上で選択制度によってこれを事後的に解消するという政策に立脚している」との原告らの主張に対しては、法5条1項5号及び法12条を挙げて、法11条1項以外にも複数国籍の発生の事前防止を企図する制度が存在する、との反論もあり得る。そこでこれらの制度についても念のために検討を加える。

(1) 法5条1項5号（帰化における原国籍離脱要件）について

ア この要件については、帰化制度に関する国家の裁量権が広範であることを前提とし、かつ複数国籍の防止解消を立法政策の一つとして掲げていることから、外国人が日本国籍を取得しようとするときに、予め複数国籍を発生させないように設けたものである。その趣旨は、複数国籍を即時解消すべき必要性というよりも、不要な複数国籍を発生させる必要がない、という点にあるものといえる。

但し、近時では帰化に際して原国籍離脱要件を課さない制度も採用されつ

つある。例えば韓国国籍法は帰化に際して原国籍の離脱を求める代わりに、帰化後一定期間内に原国籍を放棄することを要求する（乙7、韓国国籍法10条1項3項。但し、同条2項で一定の範囲の者に対し外国籍不行使誓約を行うことを条件に原国籍の保持を容認している。）。また原告らが帰化したスイス、フランス、リヒテンシュタインは、帰化に際して原国籍の離脱を求める。このように、帰化における原国籍離脱要件も帰化制度の本質的要素ではなくなっている。

イ ちなみに、法5条1項5号の例外となる法5条2項は、1984（昭和59）年改正によって新設された規定であるが、同規定と同様の運用は限定的ながら1984年改正以前から行われていた（法制審議会国籍法部会第3回会議議事速記録、甲114（33頁））。法が原国籍の離脱を例外なく帰化の羈束要件としているにも関わらずこれに反する実務が行われていたのは、行政側において、原国籍の離脱を帰化の絶対的要件とすることによる、看過し得ない現実的・具体的不都合があるとの認識があったことが推認される。と同時に、帰化という国家の裁量権の大きい行政行為においてすら、複数国籍の発生防止は緊急性・重要性の高い要素とは見做されず、日本政府の判断として、それ以外の帰化を認めるべき事情（それは「国益」とは無関係な、あくまで私的な事情である）に優先度を譲ったものであることが明らかである。1984年改正で新設された法5条2項は、このような改正前の実務の運用を追認し条文上の根拠を付与したものと言ってよい。

この点からも、「複数国籍はその発生自体が阻止されなければならない」「複数国籍は直ちに解消されなければならない」という要請は、1984年改正の際に正式に放棄されたものと言ってよい。

ウ なお、1984年改正以前に被告が現行法5条2項に相当する運用を行っていたことについては、最高裁昭和31年7月18日大法廷判決（いわゆる「ガントレット判決」）の影響があるものと推測される。

同判決にかかる事案は旧国籍法時代のものであり、英國籍を有する者が昭和18年に日本に帰化したところ、英國では判例法上戦時中英國人が敵国に帰化しても英國籍を失わないものとされており、太平洋戦争中になされた本件帰化は旧法7条2項5号の要件を満たしていなかった、という事案である。この事件では帰化を得た本人が、上記の理由により当該帰化は当然無効であると主張し、これに対して被告国が帰化は有効であるとして請求棄却を求めたものであるが、最高裁判所は原告の主張を排斥して被告国の主張を容れ、当該人は日本国籍を有するものと判断した。

最高裁判所はその判決理由において、「前示認定上の過誤の如きものが、ここにいわゆる重大且つ明白なる違法といい得ないこともちろんだからである。…旧国籍法7条2項5号の規定が二重国籍の関係の発生を抑制せんとする法意に出でたものであることは多言を要しないところであるけれど、同法は必ずしも二重国籍の成立を絶対的に排除していないことは同法11条の規定の存することによっても窺い得るものであるから、二重国籍関係の発生を理由として、法文上単に並列的に掲記されているに過ぎない1号乃至5号所定の条件中特に5号掲記の条件のみを捉えてこれを許可条件の有効要件と解することはできない。」と判示した。

このように、旧国籍法下においても複数国籍防止は帰化の有効性を左右するような重要な要素ではないことは被告国自身から主張され、最高裁判所もこれを認めたものである。

(2) 法12条（外国で出生し外国籍を取得した日本国民の国籍不保留による国籍喪失）について

法12条の立法目的は、形骸化した日本国籍の発生の防止と複数国籍の発生の防止にある、とされる。しかしながら、外国で出生しても日本国籍しか有しない（つまり複数国籍ではない）場合には日本との繋がりが希薄であっても「形骸

化した」とは評価されないこと、及び国籍留保をすれば複数国籍を維持できることを考えると、複数国籍の発生防止を目的とするというよりも、無国籍を発生させないために外国籍の保有を条件としているもの、と見るのが適切である。そして日本国籍の取得自体を抑制することが、結果として複数国籍の発生自体を防止することに繋がることになる。

また、技術的な観点から言うと、出生届が提出されず、戸籍に記載されない日本国民が発生すると、戸籍の公示機能が害され、戸籍による日本国民の把握が困難となる、という問題が生じる。特にその者が海外に在住する時は将来的にもその把握が困難となる虞があることから、これを防止するには、日本国籍の発生自体を抑止することが最も確実である。

このように、法12条によって形骸化した日本国籍の発生を防止するためには対象者が外国籍を有することが無国籍防止の観点から必要であり、また戸籍に記載されない日本国民の存在をなくすためには日本国籍の発生自体を防止することが最も確実である（これによって複数国籍の発生自体も防止される）。他方で、法12条の適用場面において複数国籍の発生を即時に防止しないと（外国籍の当然取得など前記①乃至③の場合には想定されなかった）複数国籍による弊害が生じる、との指摘がなされたことはない。

以上の通り、法12条は形骸化した日本国籍の発生の防止と戸籍に記載されない日本国籍の発生の防止（それによる戸籍の公示機能の維持）が主たる立法目的であり、複数国籍の発生防止は、むしろその副次的な効果ということができる。

(3) 小結

以上の通り、国籍法に複数国籍発生防止の機能を有する、法5条1項5号及び条12条のいずれも、複数国籍の発生自体を防止する具体的な必要性に基づき存する制度ではない。法5条1項5号についてはその運用過程で被告国側がむしろ

複数国籍の発生自体を抑止する必要性が乏しいことを認めて法の規定に反する取扱いを行い、1984（昭和59）年改正によって法5条2項として法定化された経緯がある。また法12条も複数国籍の発生防止は目的というよりも（無国籍者の発生を回避しつつ）形骸化した日本国籍の発生を防止したことの副次的効果として生じたものともいえるのであり、複数国籍の発生それ自体を防止すべき具体的な必要性に基づいて設けられた規定ではない。

これらに対し、法11条1項は、まさに外国籍を志望取得したことによって日本国籍を直ちに喪失させることそれ自体、すなわち複数国籍の発生防止そのものを目的とした制度であり、その違いは明らかである。

3 個別の複数国籍発生原因に関する被告の主張について

被告は、①当然取得による複数国籍の発生、②生来的な複数国籍の発生、及び③日本国籍の志望取得による複数国籍の発生については、それぞれ「ひとまず重国籍が発生することを容認」すべき合理的な理由がある、と主張する（被告準備書面(2)8頁乃至10頁）が、かかる主張が失当であることは、前述1（2）の通りである。

以下では、念のために、被告が「ひとまず重国籍が発生することを容認」すべき合理的な理由がある、と主張する個々の内容について、それぞれ検討する。

（1） 「外国籍の当然取得による複数国籍」との区別に関する被告の主張について

ア 被告は、①の「当然取得により外国籍を取得した場合」について、「外国国籍の取得には本人の意思が介在していないから、当該外国国籍の取得をもって直ちに国籍法11条1項のように日本国籍を失うこととすると、何ら本人の意思を介在させることなく日本国籍を失わせることとなってしまうこと」を理由に、「ひとまず複数国籍が発生することを容認した上で、自らの

意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消することが相当であるとされたものである。」と主張し、「自己の志望により外国国籍を取得した場合、国籍取得の段階で本人の意思が介在しているため、当然取得に見られる上記のような不都合は存在しない。」と主張する（被告準備書面(2) 8 頁のア）。

イ ここで被告が「本人の意思」と曖昧に表現しているものの具体的な内容は、すなわち「外国籍を取得する意思」のことである。なぜならば、「自己の志望により外国国籍を取得した場合」に介在する本人の意思とは、「外国籍の取得に向けられた意思」だからである。つまり被告の主張は、「当然取得の場合は本人に外国籍の取得に向けられた意思がないから直ちに日本国籍を失わせることは望ましくないが、志望取得の場合は本人に外国籍の取得に向けられた意思があるから直ちに日本国籍を失わせても差し支えない。」というものである。

しかしながら、これは単に法 11 条 1 項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の要件充足性を論じているに過ぎない（なお、「外国籍の取得に向けられた意思」があるからといって、「日本国籍を離脱する意思」があるものということはできないし、「日本国籍を離脱する意思」を擬制することも許されないことは、原告ら準備書面（3）27 頁以下で詳論した通りである）。本件では、何故に外国籍を志望取得した者は日本国籍を離脱する意思がなくても当然に日本国籍を喪失させられるのか、が問われているのであり、被告の主張が何ら説明の呈をなしていないことは明らかである。

この点で既に、「当然取得は本人の意思が介在していないからひとまず重国籍を認める合理的理由がある」との被告の主張が失当であることは明らかである。

ウ また、次のような理由からも、被告の主張は誤りである。

志望取得と当然取得の区別は、その行為が国籍の取得そのものに向けられ、

その意思に対するものとして当該国の法律が国籍の取得を認めたものである（志望取得）か、その行為が国籍の取得以外の法的効果（婚姻や認知など）に対して向けられ、その行為ないし法的効果に当該国の法律が国籍取得の効果を結合させたものである（当然取得）か、の違いである。

このように、両者の違いは本人が法律効果を発生させようとする対象（国籍取得か、婚姻その他の身分関係等か）の違いであり、その行為によって国籍を取得することについての本人の認識あるいは意欲の違い（外国籍を取得することを本人が知っていたか否か、あるいは希望していたか否かの違い）ではない。言い替えれば、外国籍の当然取得の場面であっても、本人がその行為によって当該外国籍を取得することを知りながらその行為を行うということは当然にあり得るのであり、その場合には本人は当該外国籍の取得を希望ないし容認して当該行為を行っているのである。その場合、本人にとってはその行為の結果として当該外国籍を取得することは当然に予期されたことであって、何ら不意打ちではない。

具体的に言うならば、例えば外国の法制の中には自国民と婚姻した外国人に対して国籍を当然取得させる制度を有する国が少なくないとされる（例えばイラン、ギニア、コモロ、赤道ギニア共和国、セネガル、中央アフリカ共和国、トーゴ、バーレーン王国、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マリなど。特にイランはよく知られている。）。このことは一般に認識されており、これらの国の国民と婚姻すると自分もその国の国籍を自動的に取得することを認識しつつ、そのことを了解して婚姻をすることも少なくない。この場合には、まず第一次的にはその者の意思は婚姻の成立に対して向けられているが、併せてその背後にある国籍取得についても容認し、あるいはこれを意図して婚姻手続を行っている、ということができる。少なくとも、婚姻による国籍の当然取得の制度を認識している者にとって、当該国籍の取得は不意打ちでも想定外でもなく、予期された出来事である。

このように、当然取得であっても当該行為によって外国籍を取得することを認識しつつその行為を行い、その結果当該外国籍を取得するという場合はいくらでも存在する。被告は当然取得の場合は本人の意思が介在していないから直ちに日本国籍を喪失させることは望ましくない、としているが、その「望ましくない」とする理由が不意打ちという点にあるのならば、上記のように外国籍の取得を予期しつつ当然取得に該当する行為を行う者については、何ら不意打ちとならないのであり、志望取得の場合と区別する合理的理由はない。

このような点からも、「本人の意思」が介在するか否かで志望取得と当然取得との間で国籍喪失の有無（複数国籍となる機会の有無）に差異を設けることに合理的理由がある、とする被告の主張が誤りであることは明らかである。

エ そもそも、外国籍の志望取得と言っても、当然のことながら本人の取得意思それ自体が直接に国籍取得の効果を発生させるのではなく、あくまで国籍取得の意思表示を要件として国籍を付与する制度が先に存在し、この要件を充足する意思表示があって初めて国籍取得という効果が発生するものである。

このように、志望取得と言いあるいは当然取得と言っても、要は当該国の国籍法がどのような要件の下で国籍を付与するか、その要件の中に本人の意思表示を付加するか否か、という法律の書きぶり如何による区分なのである。先の婚姻と国籍取得の例で言えば、「自国民と婚姻した者は同じ国籍を有することが望ましい」という立法政策の下で、自国民と婚姻した者には別段の意思表示を要せずに自動的に国籍を付与するか、自国民との婚姻の成立に加えて本人の意思表示を国籍取得の要件とするか、という法律の書きぶり如何で、志望取得と当然取得の違いが生じるに過ぎないのである。

オ 法11条1項と同種の、「自己の志望により外国の国籍を取得した者は自

「国の国籍を喪失する」という制度を有する法制下においては、志望取得と当然取得の区別は当該規定の適用の有無を分ける重要な分類概念である。しかしながら、このような規定を有しない法制下では、志望取得・当然取得という分類概念は不要であり、このような分類概念自体が存在しないことも考えられる。そのような国籍法制においては、自国の国籍の後発的取得の手続に本人の意思を要件として取り入れるか否かが当該手続によって自国の国籍を取得した外国人の原国籍の喪失の有無という重大な効果を生じさせることについて当然に思い至らず、本人の意思の要件化を単純に政策的考慮の一要素として判断することも十分にあり得る。

例えば、自国民と婚姻した者は同じ国籍を有することが望ましい、という立法政策の下で、①自国民と婚姻した者には当然に国籍を付与する（当然取得）が、本人が望まない場合には離脱も認める、という制度を設けるか、②自国民との婚姻によって自動的に国籍は取得しないが、本人が希望すれば届出のみによって国籍を付与する（志望取得）、という制度とするかは、当該国が様々な要素を考慮しながら決定することであるが、この場合に国籍取得に向けた本人の意思表示を要件とするか否かは必ずしも決定的な要素となるとは言えない。しかるにこのように①②いずれの制度を採用するか否かによって、その国の国民と婚姻し、国籍の取得を希望する日本国民に対して、法11条1項が適用されるか否かという重大な違いが生じることになるのである。

このように考えるならば、志望取得か当然取得か、すなわち当該外国の後発的国籍取得の制度が国籍取得に向けた本人の意思表示を国籍取得の要件としているか否かによって、日本国籍喪失の成否を左右することには、必ずしも合理性があるとは言いがたいもの、というべきである。

(2) 「生来的な複数国籍」との区別に関する被告の主張について

ア 被告は、②の「生来的な複数国籍」について、「重国籍の発生について当該個人に責任がないこと」を理由に、「ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることが相当」であり、「自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民との間に取扱いの差を設けることに合理的理由がある」と主張する（被告準備書面(2) 8頁乃至9頁）。

イ しかしながら、被告のいう「重国籍の発生について当該個人に責任がない」の意味は不明である。これを本人の帰責性についていうのであるならば、そもそも国籍法は個人の帰責性を理由に日本国籍の喪失を左右するという仕組みを採用していない（両親が国籍留保届をしないことを理由に日本国籍を喪失させる法12条は「日本国籍の形骸化」が理由であって両親の届出の懈怠という帰責性がその根拠ではないし、選択催告に応じないことを理由に日本国籍を喪失させる法5条は運用がなされていない）。したがって、「生来的複数国籍者は複数国籍の発生について責任がない」裏返して言うならば「外国国籍の志望取得者は複数国籍の発生について帰責性がある」ことを国籍喪失の根拠とするのは整合性を欠くものと言わざるを得ない。

また、上記の主張を帰責性に関する議論ではなく「複数国籍の発生が当該個人の行為に起因するか否か」というレベルの議論であると解するならば、確かに生来的複数国籍者は自身の行為に起因して複数国籍となつたのではないのに対し、外国籍を志望取得した者は自己の行為によって複数国籍となるものである、ということができる。しかしながら、自己の行為によって複数国籍となつたからと言って、当然に日本国籍を即時に喪失させることが許されるわけではないのであり、やはり被告の主張には論理の飛躍がある。もし自己の行為によって複数国籍となつたことが国籍喪失の根拠となるならば、前述した外国籍の当然取得により複数国籍となつた者、特にそのことを認識

しつつ当該法律行為を行って複数国籍となった者は、正に即時の日本国籍喪失の対象となるはずである。この点からも被告の主張が失当であることは明らかである。

ウ さらに、国籍選択制度は、事後的に日本国籍と外国籍のいずれかを選択させることによって複数国籍を解消する機能を有するのみではない。既に繰り返し指摘しているとおり、日本国籍の選択宣言を行った者については、最終的に複数国籍が解消されず存続することも制度上許容されているのであり、「日本国籍の選択宣言をした上で複数国籍を維持する」という選択肢も制度上存在する。

しかるに、被告のいう「重国籍の発生について当該個人に責任がない」から「ひとまず重国籍が発生することを容認」する、というのは、複数国籍の解消を先延ばしにし、あるいは本人の選択に委ねることが合理的であることの根拠として述べられているに過ぎず、最終的に複数国籍の状態が存続することを容認する根拠とはなり得ないし、この点について生来的な複数国籍と外国籍の志望取得による複数国籍とで扱いを区別すべき合理的な理由ともなり得ない。

(3) 「日本国籍の志望取得」との区別に関する被告の主張について

ア 被告は、③の「日本国籍の志望取得による複数国籍」のうち法3条又は法17条1項により日本国籍を取得した者について、「我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡」及び「従来から有する外国国籍について、その得喪の決定が各国の国内管轄事項であることからすると、一律に重国籍防止義務を課すことは相当ではない」ことを理由に、「ひとまず複数国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることとしたものである。」と主張する（被告準備書面（2）9頁）。

イ しかしながら、「我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡」を言うならば、日本人父の認知後の届出による国籍取得を定める法3条1項の場合については、届出（本人の意思）を要件から外し、認知の成立により自動的に日本国籍を取得する（当然取得）とすることこそが、日本人母からの生来的な国籍取得が本人の意思によらないとの平仄の合う、本来のあり方のはずである。にもかかわらず、法3条1項が日本人父との法的な親子関係が確認された上でなお国籍取得の成否を本人の意思にからしめるとするには、父母両系血統主義との均衡を前提とした上で、生来的な国籍取得の場面とは異なり既に1人の人間として存在している本人の意思を尊重すべきである、という考慮からにはかならない。本人の意思を尊重し重視するのであれば、国籍法11条1項の場合も法3条1項の場合と同様に、「ひとまず複数国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させること」が望ましいはずである。にもかかわらず、片や法3条1項や法17条1項では原国籍離脱を求めず複数国籍の発生を容認し、片や法11条1項では日本国籍（原国籍）を剥奪してまで複数国籍の発生を防止することに合理的な理由があるとは言い難い。

ウ また上記（2）ウで述べた通り、日本国籍の選択宣言を行った者については、最終的に複数国籍が解消されず存続することも制度上許容されていることを考えるならば、複数国籍の解消を先延ばしし、あるいは本人の選択に委ねることの根拠としてのみ述べられた被告の上記主張は、最終的に複数国籍の状態が存続することを容認する根拠とはなり得ない。

エ 次に被告は、法5条2項により複数国籍となった者について、「帰化による重国籍は人為的なものであり、出生による重国籍に比べ重国籍防止の要請が強い」としながら、「法5条1項5号による重国籍防止条件を備えること」を原則とし、法5条2項に定める「特別な事情が認められ帰化の許可がなさ

れた場合にも、…当該外国の国籍の離脱又は放棄が可能になったときは、本国の国籍を離脱又は放棄（法14条2項）することにより、事後的に重国籍を解消させることとしたものであ」り、「国籍法5条2項のように自らの意思により外国国籍を喪失できない場合と国籍法11条1項のように自らの志望によって外国国籍を取得する場合とで取扱に差を設けることに合理性があることは明らかである」と主張する（被告準備書面（2）9頁乃至10頁）。

オ しかしながら、法5条2項の対象者は原国籍の離脱が制度上不可能ないしは困難な者に限られない。法5条2項の前提となる法5条1項5号が「…日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」（傍点は原告代理人による）と規定しているとおり、日本への帰化を原因として、帰化と同時に自動的に国籍を喪失する制度（すなわち法11条1項と同種の制度）を有しない国の国民についても、いったん帰化を認めて複数国籍とした上で、選択制度の対象としている（例えばフィリピンなど）。これらの者は帰化後に原国籍を離脱することができるにもかかわらず、日本国籍の選択宣言をすることによって最終的に複数国籍を維持することが可能である。このように、法5条2項も最終的な複数国籍の存続を容認しているものであり、「当該国の法制上国籍の離脱が可能な場合には事後的に複数国籍が全て解消される」かのような被告の主張は誤りである。

また、もし帰化後に原国籍の離脱が可能なのにこれをしないで複数国籍状態を放置するという事態を防止しようと真剣に考えるならば、帰化後一定期間内の原国籍離脱を義務づけ、これを履行しない場合には帰化を取り消す、という制度を採用することも可能である（乙7、韓国国籍法10条1項、3項）が、国籍法はこのような制度を採用していない。このように、事後的な複数国籍の解消が制度的には可能であるにもかかわらずこれを行わず複数国籍となることを帰化者に対して容認しているのに対して、国籍選択の機会を

与えずに本人の意思によらずに強制的に日本国籍を喪失させる法11条1項の差別的取扱に合理的理由があるとは言い難いのである。

カ 以上より、③の「日本国籍の志望取得による複数国籍」を法11条1項の対象者と区別して取り扱うことに合理的理由があるとする被告の主張が誤りであることは明らかである。

4 結論

以上の通り、法11条1項が外国籍を志望取得した者の日本国籍を本人の日本国籍離脱意思の有無にかかわらず即時にかつ自動的に喪失させるのに対し、それ以外の複数国籍者（上記①乃至③）がいったん複数国籍の発生を認められ、本人の意思によってこれを選択し、その選択によっては複数国籍状態を維持できることとの間の差別的取扱には、合理的な理由があるとは言い難く、法11条1項による差別的取扱は、その立法目的である「複数国籍の防止解消」（その具体的な内容は「複数国籍の発生を容認した上で本人の意思により複数国籍を解消する」というものである）との間に合理的関連性を有するとは言い難い。

したがって、法11条1項は、憲法14条に反するものである。

第6 立法事実の変遷

1 はじめに

上述の通り、原告らは、1984（昭和59）年国籍法改正が複数国籍の発生を広く容認し、国籍選択制度によって本人の意思に基づく複数国籍の解消を期待するという制度を設けたことに鑑み、この改正の時点で、志望取得により外国籍を取得した者とその他の形態により複数国籍となった者との間に、国籍選択によって日本国籍を保持する機会の有無について不平等な取扱が生じ、憲法14条1項に違反する状態となった旨を主張するものである。

以下では、仮に1984年改正時点において上記の差異が憲法14条1項に違反しないものであったとしても、その後、遅くとも原告らがスイス、フランス及びリヒテンシュタインに帰化した1997年頃（原告2の帰化時期は1997年、原告は1999年、原告5・6は2000年、原告1・3は2001年である）までには、法11条1項はその合理性を基礎付ける立法事実を失い、違憲無効となつたものであることを予備的に主張する。

2 立法の合理性を根拠付ける立法事実の変遷による違憲判断

（1）法律とそれを裏付ける立法事実の関係について

法律は、その合理性を支える立法事実の存在を前提とする。立法事実による裏付けを欠く法律による権利利益の制限は合理性を欠き、憲法違反ともなり得る。

法律はまた、その制定時のみならずその存続する期間の全てにおいて、立法事実に裏付けられなければならない。立法当時はそれを裏付ける立法事実が存在したが、その後の社会の変化に伴いその立法事実が失われた場合には、事後的に法による規制の合理性が失われ、憲法違反となる。

（2）最高裁平成20年大法廷判決における判示

最高裁平成20年6月4日大法廷判決は、国籍法3条1項が届出による国籍取得の要件として準正の成立、即ち日本人親による認知に加え両親の婚姻を要件としていた点について、同規定が設けられた当時の社会通念や社会的状況の下においては合理性を有していたが、その後の我が国の社会的、経済的環境等の変化に伴い、家族生活や親子関係に関する意識の多様化、家族生活や親子関係の実態の多様化、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生する子の増加を背景として両親の一方のみが日本国民である場合の家族生活の実態における多様化、等の変化が生じ、その結果、生まれた子と我が国との結び付きの

強弱を両親が法律上の婚姻をしているか否かをもって直ちに測ることができなくなっているとして、今日では、両親の婚姻の成否によって子に国籍を与えるに足るだけの我が国との密接な結びつきを認めるものとするとの合理性を欠くに至った、と判示した。このように、最高裁平成20年大法廷判決は、立法目的の合理性は肯定しながら、法3条1項創設以降、同規定の合理性を裏付けていた立法事実が変遷したことを理由に、同規定の立法目的と同規定による差別的取扱との合理的関連性が失われるに至った、として違憲判断を下したものである。

(3) 最高裁平成25年大法廷決定における判示

また、最高裁平成25年9月4日大法廷決定は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とした民法900条4号但し書きを違憲無効としたものであるが、この決定では上記の最高裁平成20年大法廷判決よりさらに踏み込んで、同規定の合理性を裏付ける立法事実の1947（昭和22）年の民法改正以降の変遷について、以下の点を指摘しつつ詳しく判示している。

- ① 社会、経済状況の変動に伴い、婚姻や家族の実態が変化し、そのあり方に対する国民の意識の変化にも変化が生じたこと。

具体的には、職業生活を支える最小単位として、夫婦と一定年齢までの子どもを中心とする形態の家族が増加するとともに、高齢化の進展に伴って生存配偶者の生活の保障が高まり、子孫の生活手段としての異議が大きかった相続財産の持つ意味に大きな変化が生じたこと、昭和50年代半ば頃以降非嫡出子の出生数が一貫して増加傾向が続いていること、晩婚化、非婚化、少子化の進展による中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯の増加、未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数の増加など。

- ② 民法900条4号但し書きの立法に影響を与えた諸外国の状況も大きく変化していること。

具体的には、平成22年民法改正当時は多くの国が非嫡出子の相続分を制限する傾向にあったが、その後1960年代後半以降、かかる差別規定を廃止する立法がドイツ、フランスその他各国でなされ、現在ではかかる差別規定を持つ国は欧米諸国ではなく、世界的にも限られた状況になっていること。

③ 国連の自由権規約委員会や児童の権利委員会から、相続分差別を含む非嫡出子に対する差別的規定の削除の勧告を繰り返し受けていること。

④ 嫡出子と非嫡出子の区別を撤廃する国内法制の改正が行われてきたこと。

具体的には、住民票における世帯主との続柄の記載、戸籍における非嫡出子の父母との続柄の記載、前記最高裁平成20年大法廷判決及びこれを契機とする国籍法の改正による非嫡出子の国籍取得、等。

以上のような様々な事情を考慮して、最高裁平成25年大法廷決定は、民法900条4号但し書きの合理性を裏付ける立法事実は同規定が設けられた1947（昭和22）年以降今日に至るまでの間に大きく変遷し、もはや今日においては同規定の合理性を裏付ける立法事実は失われた、として同規定を違憲と判断するに至った。

（4） 小結

これらの最高裁判決・決定に照らして考えるならば、本件で問題となる法11条1項についても、その立法目的について再度検討するとともに、その制度の合理性を裏付ける立法事実がこんにちでもまだ維持されているのかどうか、詳細な検討が必要である。

3 法11条1項を裏付ける立法事実の検討

（1） 改正前現行法8条

ア 1984（昭和59）年改正前の現行法8条（現在の法11条1項。以下、

1984年改正前の現行法の条文を「改正前現行法〇条」と称する)は、旧法20条の文言を口語体に変えたほかは、内容を全く変更せずに承継して存続させたものである。

旧法20条が複数国籍の発生防止と旧国籍法制下での国籍変更の自由の保障を目的としたものであったこと、現行憲法22条2項及び改正前現行法10条が設けられたことによって、改正前現行法8条に旧法20条のような国籍変更の自由の保障という役割を見出すことはできなくなったこと、は前述(原告ら準備書面(8)、第2)した通りである。

イ 他方で、現行法の制定時も複数国籍防止の要請は国籍立法の一つの重要な指針とされ、そのために父系優先血統主義(改正前現行法2条)、帰化における原国籍離脱要件(同4条5号)、国籍不留保による日本国籍喪失(同9条)などの規定が旧法から維持され、あるいは要件の一部を改変されて存続した。改正前現行法8条も、複数国籍の発生を防止する制度としては存在意義があった。

ちなみに、改正前現行法では、生来的国籍取得における複数国籍の発生は父系優先血統主義と国籍不留保による国籍喪失制度によって可能な限り防止し、後発的な国籍取得における複数国籍の発生については、日本国籍の取得による複数国籍の発生は帰化における原国籍離脱要件(改正前現行法4条5号)によって、外国籍の取得による複数国籍の発生は改正前現行法8条によって、やはり可能な限り防止するという政策を採用していた。

ウ なお、憲法22条2項が国籍離脱の自由を内容とする国籍変更の自由を保障しながら、改正前現行法8条が自己の志望によって外国籍を取得した場合に本人の意思によらずに強制的に日本国籍を喪失させる制度を維持していた点については矛盾が存するのではないかとの疑念もある。

この点については、改正前現行法が施行された1950(昭和25)年当時は、まだ旧法当時と同様に日本と外国との間の人の移動が頻繁ではなく、

生活の本拠を移転するということはすなわちその地に「骨を埋める」ものと理解されることが多く、本人もそのような覚悟で日本を離れることから、自己の志望によって外国籍を取得した者はもはや日本国籍は不要である、という認識が周囲にもまた当該本人にもあったものと推測される。このような社会状況及び人々の意識が、憲法22条2項の存在にもかかわらず、現行法制定時に旧法20条をそのまま承継して改正前現行法8条とされたことの背景にあったものと推測される。

エ ちなみに、改正前現行法下でも複数国籍が発生する可能性があり（生地主義国での出生＆国籍留保、父母両系血統主義の国の女性との夫婦の間の子、国籍離脱困難な国からの帰化で事実上認めた原国籍保持、外国籍の当然取得、等）、実際にも複数国籍者は発生していた。

（2） 1984年改正

1984（昭和59）年国籍法改正は、父母両系血統主義を採用し、同時に3条1項、17条1項、5条2項などを新設した。これらの規定の結果、複数国籍が制度的に発生する可能性が飛躍的に高まることが予測された。そのため、複数国籍の発生の防止を中心とする改正前現行法の政策から、複数国籍の発生は広く認めた上で、これを事後的に解消していくという方針に政策転換が成された。その事後的解消のための制度が国籍選択制度である。

国籍選択制度は、その名称から明らかなように、本人の意思による選択・複数国籍の解消を第一義的な方策とした。また、国籍選択は複数国籍者の義務とし、選択義務の履行の担保として選択催告制度も設けられた。但し日本国籍を選択した者が外国籍を離脱しないと複数国籍は解消されないが、外国籍の離脱についてはこれを強制することはできないため、あくまでも法的強制力のない努力義務・訓示規定とされた。

このように、改正法は複数国籍防止のための手段を発生の抑止から事後的な

解消に重点を移行させ、複数国籍の発生は無制限ではないにしても広く容認した上で、本人の意思に基づく国籍選択によって複数国籍を解消していくという政策に転換した。そしてその際に、本人の意思に委ねた場合には完全な複数国籍の解消が実現できず、複数国籍が存続する者が発生することを想定し、かつこれを許容して制度を創設した。

このように、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換した中で、改正前現行法8条は現行法11条1項として存続したが、上記の新たな複数国籍に関する政策との整合性について検討され、議論された様子は窺われない（法制審議会国籍法部会第一回会議議事速記録、甲86（39頁～40頁）。同第四回会議議事速記録、甲107（2頁～9頁））。

なお、法制審議会国籍部会において、改正前現行法4条5号の検討に関連して、法務省民事局から出席していた幹事から、「実際上の問題として各国の法制を調べますと、帰化によって当然国籍がなくなるという国が実は少のうございします。二重国籍になってから離脱手続をしなければならないという国がたくさんございまして、そのために条文上は現在帰化できない人がたくさんいるという事態になっております。」との報告がなされており（同第三回会議議事速記録、甲114（33頁））、1984（昭和59）年改正の時点でも改正前法8条は国籍法制に関する国際的傾向の中ではや大勢に沿ったものとはいえない状況であった。

4 1984年改正後の立法事実の変遷

（1） 複数国籍者の増大

ア 現行国籍法の改正が審議されていた1984（昭和59）年4月3日の衆議院法務委員会において、枇杷田政府委員は、国籍法の改正による複数国籍者の増加の見通しについて、以下の通り答弁している。

枇杷田政府委員は、まず改正前現行法下で発生している複数国籍者（生地

主義国で日本人父の嫡出子として出生し国籍留保届をした者)の数について、年間約2800人ぐらいとの推計を示した。その上で、

「ここ三、四年の国際結婚の数字を見てまいりますと、大体年間八千組の国際結婚が行われております。そういうところから、全くの推測でございますがけれども、大体年間一万人程度が血統主義によって重国籍者になる。したがいまして、生地主義との関係における数を足しますと、年間一万二千人程度の方が重国籍者として出てくるのではないかというふうに考えておるところでございます。」

と答弁している(1984(昭和59)年4月3日衆議院法務委員会会議録、甲95(5頁第1段))。

このように、法改正の時点で既に、改正前のおよそ4倍の速度で複数国籍者が増加することが予測されていた。

イ 2004(平成16)年6月2日の衆議院法務委員会において、房村政府参考人は、日本国籍と外国籍の複数国籍者の数について、昭和60年当時は年間約1万人程度の複数国籍者が新たに発生していたが、次第に増えて、1992(平成4)年頃には年間2万人程度、2002(平成14)年では年間約3万3千人を超える人数の複数国籍者が新たに生じている、1985(昭和60)年から2002(平成14)年までの各年に新たに発生した複数国籍者を単純に合計すると、約40万人である、と答弁している(甲48(9頁第2~4段))。

なお、1984年改正時の改正附則3条の経過規定に基づいて国籍の選択宣言をしたとみなされ、その後外国籍を離脱せずに複数国籍のままでいる者の人数は把握していないとのことであるので、実際の複数国籍者の数はもっと多いものと推測される。

ウ 以上の通り、国籍法改正による複数国籍者の増加は改正審議の過程において既に考慮されており、そのことを織り込んだ上で改正法が成立したもので

ある。

しかも、現実には改正時点の推測を超えて複数国籍者は増加しており、かつその増加の速度が低下したり、複数国籍者の数が減少することは現実問題として考えられないのであり、日本国籍と外国籍の複数国籍者の数が将来にわたって増加の一途を辿ることは、1997（平成9）年当時既に明らかであつた。

（2） 複数国籍の弊害や複数国籍の許容可能性に関する調査検討の進展

ア 複数国籍防止の根拠である「複数国籍による弊害のおそれ」について、これが必ずしも現実的なものではなく、複数国籍を防止し、さらには既に有する国籍をはく奪してまで回避するほどの重大性はないことが、論文によって指摘されている。

（ア）「国籍単一の原則に対する疑問」芦田健太郎・国際法外交雑誌83巻3号（1984年8月）（甲31）

改正法の審議の最中に刊行された論文である。この中で、筆者は「国籍を一つしかもってはならない、という要請は、人の側からではなく、国家の側から出ているように思える。」（23頁）と述べた上で、従来、複数国籍の不都合さを語るときに特に問題とされてきた、兵役義務と外交的保護について詳細に検討している。その結果として、外交保護権の衝突については実効的国籍原則及び平等原則による解決のルールができあがっていることを指摘し（35頁）、兵役義務についても常居所を梃に実効的国籍原則によって二重兵役の弊害を解決する傾向が定着している（42頁）として、複数国籍による弊害は解消されつつあることを指摘している。

（イ）「外国人の人権と国籍の再検討」山内敏弘・国際人権1997年報第8号（1997年）（甲115）

日本国内に在住する外国人の入国の自由、生存権、参政権といった権利の保障について論じた上で、それらの問題を解決する一つの方法として、「国籍単一の原則を見直して重国籍を日本でも積極的に認めることを…本格的に検討することの方がより適切で、かつ現実的ではないかと考えている。」（6頁）と論じ、複数国籍に伴う弊害とされてきたものは重大な支障にならないことが今日では広く認識されており、複数国籍を認める国も増大し、单一国籍の原則は、「もはや国際社会に一般的に通用する原則ではなくなってきている。」と指摘している。

（ウ「憲法における「国籍」の意義」門田孝・憲法問題1998年第9号（甲113）

1997年秋季研究総会での報告内容を論文化したものとされる（註1）。この中で芹田論文（甲31）及び山内論文（甲115）を引用し、国籍唯一の原則を見直すべき必要性が指摘されていることを報告している（119頁～120頁）。

イ 諸外国の国籍法制やその制度改正の経緯を紹介しつつ、複数国籍が国家にとって重大な問題ではないこと、むしろ複数国籍を認めることが国家と個人にとって有益であることを指摘し、我が国の国籍法においても複数国籍を認める方向での改正を検討すべき必要性を指摘する論文が発表されている。

（ア）「国籍の任意取得による重国籍－特にスイス法とストラスブル条約について－」国友明彦・国際法外交雑誌93巻5号（1994年）（甲92）

スイスの国籍法制が外国国籍の任意取得によってスイス国籍を喪失しないこと、スイスへの帰化の際の原国籍離脱義務も1990年改正で廃止されたことを紹介している。また、外国国籍の任意取得による内国籍喪失を規定した「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の軍事的義務に関する条約」（ストラスブル条約）第1条が1993年に改正され、一定の範囲で従来の国籍を保持したまま居住国の国籍を取得し複数国籍となることを認める

内容となったことが紹介されている。そしてそれらの改正に共通する考え方として、「それらの者は二重のアイデンティティーを有していることが充分あり得る、そこで、自分の祖国の国籍を保持することによって祖国へのアイデンティティーを保ったまま、居住地国の国民たる地位を取得できることが適當であるとされていることは、国籍の得喪に関して人格的利益を尊重しようとするものであり、重国籍の利点として注目に値すると思われた。」と論じている。

(イ)「国籍と人権」山本敬三・国際人権法概論・有信堂高文社(1997年2月)97頁以下(甲116)

国籍唯一の原則に対する疑問を呈し、生来的な複数国籍者にとってはいずれの国籍も等しく重要であって、「それをどちらか一つに絞ることを強制するのは人権の侵害につながるであろう。」としている。また、前述したスラスブル条約の改正にも言及し、「祖国へのアイデンティティーを保ったまま、居住地国の国民たる地位を取得できることが望ましいとされたものであり、国籍の得喪に関して個人の人格的利益を尊重したものと考えられる。このような傾向が世界的に広まっているという事実は十分に注目されなければならないであろう。」としている。

(ウ)「重国籍－我が国の法制と各国の動向」岡村美保子・レファレンス2003年1月(甲29)

「レファレンス」とは、国立国会図書館が発行する月刊の調査論文集であり、各分野の国政課題の分析、内外の制度の紹介、国政課題の歴史的考察等、国政の中長期的課題に関する本格的な論説を掲載する、とされている（国会図書館HPより）。

本論説では、後半で近時法改正のあった国を中心に複数国籍の許否や帰化の際の原国籍離脱義務、外国籍取得時の自国籍喪失等について解説している。それによると、「移民国家」とされる米国、オーストラリア、カナ

ダ、及びヨーロッパ諸国では複数国籍は容認される傾向にあり、帰化の際の原国籍離脱義務及び外国籍取得時の自国籍喪失も課されていない国が多い（ドイツは例外を設けつつ帰化の際の原国籍離脱義務を課し、また外国籍取得時の自国籍喪失が規定されている、としている）。中南米諸国は複数国籍を容認する国が多い。アジア諸国では、中華人民共和国が「複数国籍を認めないことを明文化した珍しい例である」と紹介され、インドが一定範囲で複数国籍を容認する方向を示し、フィリピンでも在外フィリピン人の複数国籍を認める法律が制定されたことを紹介している。

その上で総括として、「いまや必ずしも「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とされているとはいえない状況にある。」「「人権」に対する意識の高まりは、国際的にも国内においても進んでおり、個人の立場から国籍を考えることがますます重要になってきている。また、我が国においても現実の問題として相当数の重国籍者が存在すると思われることから、その存在を単に否定するのではなく、これらの人々の法的地位等をどうするかということも考えるべきではないだろうか。」「先の改正から20年が経過し、我が国の国籍法も見直しを検討する時期が到来しているのではないかと思われる。」としており、複数国籍を積極的に肯定する法改正を検討することを提案する内容となっている。

（工）近藤敦名城大学教授「意見書」（甲93）

1970年代以降に、多くの国が外国籍の任意取得による自国籍喪失規定や帰化の際の原国籍離脱要件を廃したことの理由のひとつとして、「複数国籍は、移民が社会的に排除されている問題を解消し、統合を実現する上で有益であるとの見方も強まった。」（14頁）、「多くの住民が外国人のままで居住している国は、安定を欠き、民主主義の機能不全が問題となりうる。」（20頁）ことを挙げている。

上記の（ウ）（エ）の各文献は、本件原告らの帰化の時期より遅れて発表されたものであるが、それらの内容はいずれも原告らの帰化の当時に既に存在した各国の法制度の状況を紹介し、複数国籍を容認する考え方が既に国際的に広まっていることを報告するものである。

ウ 以上のように、1984（昭和59）年の法改正の当時から既に複数国籍に伴う弊害とされる事情が実は深刻な問題ではないことが指摘され、また今日に至るまで継続して、国籍唯一の原則を堅持することが不可能であること、複数国籍を認めることの意義や必要性が繰り返し論じられてきている。

（3） 国際的な複数国籍肯定の流れ、特に「外国籍の志望取得による自国籍の喪失」制度の廃止の流れ

ア 最高裁平成20年6月4日大法廷判決に係る事件のうち、第2事件（平成19年（行ツ）第164号国籍確認請求上告事件）の第一審（東京地方裁判所平成17年（行ウ）第157号・第184号乃至191号国籍確認請求事件）の審理において、同事件の被告国は、準正による国籍取得を定めた国籍法3条1項を新設した1984（昭和59）年当時の諸外国の国籍取得制度、及び平成18年時点での被告が把握している最近の諸外国の国籍取得制度について主張した（甲117の1、被告第2準備書面6頁以下。甲117の2、甲117の3）。

これを受け同事件判決は、1984年時点では「認知によって国籍を取得する国（フランス）もあったが、認知だけでは国籍を取得せず、未成年の間に準正子となった場合に限り、国籍を付与する国（イス、デンマーク、スウェーデン、ドイツ等）の法が多かった」のに対し、2006（平成18）年時点での「最近の諸外国の国籍取得制度においては、非嫡出子に対し、国籍取得のために準正要件を要求する国は少数であって、準正要件を必要としない国の方が多数存在し、かつ、それが増える傾向にあることが認められる。

そうすると、非嫡出子に対する国籍付与において準正要件を要求する国が我が国のほかにも存在することは確かであるが、そのことをもって、国籍法3条1項の準正要件が、比較法的に見て、不合理な区別を設けたものということはできないと論証することはできない。」と判示した（東京地裁平成18年3月29日判例時報1932号51頁。上記判示に関する箇所は66頁以下）。

この判示は、直接には「国籍の付与に関して、我が国のほかにも、父子関係以外に父母の婚姻等を国籍取得の要件としている国が複数存在し、国籍法3条1項の準正要件は、比較法的にみても不合理な区別を設けたものということはできない。」との被告の主張を排斥した判示であるが、法3条1項が新設された1984（昭和59）年当時から平成18（2006）年までの間に諸外国の法制が準正を要件としないものに変化しつつあることを挙げて、比較法的な根拠が（制定当初は認められたが）判決時点では薄れている、と指摘するものであり、まさに比較法的な立法事実の変遷を指摘するもの、といえる。

イ 上記の事件における被告国（日本）の主張からも明らかだとおり、国籍法制の改定を検討するに当たっては、諸外国の制度の状況を参考にし、あるいは考慮することは不可欠である。特に複数国籍の発生やその防止に関連する制度については、他国の制度の構造次第では、日本国籍を取得できず、あるいはこれを喪失する者の範囲が想定以上に広範となり、日本国民の範囲が不合理に制限されてしまう事態もあり得るからである。

ウ 1984年の国籍法改正の際にも、国際人権規約や多数の関連条約に加え、各国の国籍法、及びこれを事項別（論点別）に整理したメモが、法制審議会国籍法部会への審議資料として提出されている（甲86、法制審議会国籍法部会第1回会議議事速記録9頁以下。甲118、法制審議会国籍法部会配付資料目録I乃至III）。

エ そこで、外国籍の任意取得による内国籍喪失の制度に関する諸外国の法制の状況を見ると、先に指摘したとおり 1984（昭和 59）年当時においても、「帰化によって当然国籍がなくなるという国が実は少のうござります。二重国籍になってから離脱手続をしなければならないという国がたくさんございまして」と報告されている（甲 113、法制審議会国籍法部会第 3 回会議議事速記録 33 頁）。

オ また、マーストリヒト大学の調査報告（甲 97 の 1、甲 97 の 2）によれば、1960 年代には多くの国が外国籍の志望取得による原国籍の喪失規定を設けていたが、2018 年には 75% の国が外国籍を志望取得しても原国籍を喪失しないという、複数国籍に対してより寛容な制度を採用している、とされている。そして、その推移を表した表によれば、外国籍を志望取得しても原国籍を喪失しないとする制度を採用する国は、1984 年当時にはおよそ 45% 程度であったが、1997 年頃には過半数のおよそ 55% に至っている。しかもこの間の変動状況を見ると、アジア諸国については 50% を若干下回る状況で推移していたものの、その他の地域ではいずれも原国籍の保持を認める制度に移行する国が増えており、特にアフリカ諸国では 1990 年頃からその傾向が顕著であるなど、外国籍の志望取得による原国籍喪失制度の廃止の傾向が今後も続くであろうことは、1997 年当時においても明らかであった。

5 結論

以上の通り、1984 年改正以降、日本国籍と外国籍の複数国籍者は加速度的に増加しており、これと併行して複数国籍による弊害の問題が解明され、さらに複数国籍が当該個人のみならず国家にとっても有益であることが指摘され、複数国籍を容認する意見が登場するようになっている。さらに法 11 条 1 項に相当する制度を有する国は、1984 年改正時点から「実は少なかった」ところ、その

後係る制度を採用する国は更に減少し、1997年当時には過半数の国が外国籍を志望取得しても原国籍を喪失しないとする制度に移行していた。

以上のような複数国籍者の増加の実情、複数国籍の弊害や有益性に関する研究の進展、さらに国際的な制度改変の動向を見るならば、1984年当時にからうじて維持されていた法11条1項の合理性を支える立法事実は、1997年当時には既に失われており、同規定は不合理な差別を含む規定として憲法14条1項に違反する状態になっていたものというべきである。

6 求釈明

外国籍の志望取得による原国籍喪失規定は、自国民の減少に関わる問題でもあり、諸外国がこの制度を廃止する中である国のみがこの制度を維持するときには自国民の減少を招く事態にもなりかねない。その意味で係る規定の存廃は諸外国の動向とも密接に関連する。

また、かかる規定の存否は、国籍法5条1項5号の要件充足の有無、ひいては5条2項の適用対象国であるか否かの判断にも関わってくる。実際にも、1984年改正時に被告国が「帰化によって当然国籍がなくなるという国が実は少ない」ために、原国籍離脱要件を充足しないために帰化ができるない外国籍者がたくさんいる、と報告していることは、既に指摘したとおりである。このように外国籍の志望取得による原国籍喪失規定を有する国並びに係る規定を有しない国については、法5条1項5号及び同2項の適用の判断の前提として、被告が調査し情報を有しているものと推測される。

そこで、1984年改正の時点、1997年時点及び現在の時点において、外国籍の志望取得による原国籍喪失規定を有する国及び有しない国について被告が把握しているところを明らかにされたい。

以上